

甲府市新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
(学校施設等スポーツ開放事業)

令和2年5月

(令和2年6月29日改訂)

(令和3年1月20日改訂)

(令和4年7月5日改訂)

(令和5年3月13日改訂)

(令和5年5月8日改訂)

学校施設等スポーツ開放の利用再開にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり、ガイドラインを定める。

【1. 密閉・密集の回避】

(1) 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ① 換気設備は常時稼働させるとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- ② 可能な限り、2方向の窓・扉を開放して、十分な換気に努める。

(2) 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ① 更衣室、ロッカー等においては混雑しないよう留意していただく。

【2. その他の感染防止対策】

(1) マスクの着用

- ① マスク着用については原則として個人の判断に任せる。

(2) 手洗い・手指消毒

- ① 利用者の手指消毒、手洗いについては原則として個人の判断に任せる。